

○新見市競争入札参加者の選定に係る準市内業者の取扱要領

令和 8 年 3 月 2 4 日

告示第 4 8 号

(目的)

第 1 条 この告示は、新見市競争入札参加資格及び審査等に関する要領に基づき、新見市（以下「市」という。）が行う競争入札に係る参加者を準市内業者として取り扱うに当たり、必要な要件を明確にすることにより、公平かつ公正に業者の選定を行うことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、準市内業者とは、新見市競争入札参加資格及び審査等に関する要領（令和 8 年新見市告示第 4 7 号）第 2 条第 1 項第 6 号に規定する者であり、市内に従たる営業所（以下「支店等」という。）を有する者で、本社から、見積もり、入札及び請負契約の締結に係る権限の委任を受け、市に法人市民税を納付又は法人設立申告をしている者をいう。

(要件)

第 3 条 競争入札参加者を準市内業者として取り扱うに当たり必要な要件は、次の各号を満たすものとする。

(1) 市の指定する期日までに、支店等所在地等報告書（様式第 1 号。以下「報告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて提出すること。

ア 支店等の職員一覧表（様式第 2 号）

イ 市発注工事請負に係る営業所専任技術者調書（様式第 3 号）

ウ 支店等所在地調査に関する誓約書（様式第 4 号）

(2) 支店等において、請負契約の見積もり、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行い、契約締結ができること。

(3) 支店等の建物外部又は入り口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所として形態を整えていること。また、併用住宅の場合は、支店の実態を調査の上、総合的に判断する。

(4) 支店等に営業活動を行い得る人員配置がされ、かつ責任者が存在し、常駐の職員（臨時可）を配置していること。

(5) 支店等に登録業種に係る専任の技術者（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）第 7 条第 2 項に規定する技術者をいう。）を常駐で配置していること。

(6) 支店等に常時連絡ができる体制となっていること。

(7) 支店等に、事務を執り行える器具、備品、複写機、通信機器等が具備されていること。

(8) 登録業種土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、しゅんせつ工事、塗装工事、電気通信工事、水道施設工事については、支店等の従業員が 5 人以上（半年以上継続雇用）で、そのうち新見市民（住民票がある者）を 3 人以上雇用（半年以上継続雇用）していること。

2 支店等が次の各号いずれかに該当する場合は、準市内業者として取り扱わない。

- (1) 支店等に営業活動を行い得る人的配置がなく、かつ配置人員が他の事務所と兼務となっていて、不在の状態が頻繁である場合
 - (2) 支店等の連絡体制が、不在転送電話、単に取り次ぎ、単なる連絡員の配置の場合
 - (3) 事務等を執り行える器具、備品、複写機、通信機器等が、報告書に記載されている数量等と比較し、極端な不足等がある場合
- (実態調査)

第4条 市長は、報告書に基づき、必要に応じて実態調査を実施する。

2 前項の実態調査は、複数名で行い、次に掲げる事項に留意し、厳正な態度で臨むものとする。

- (1) 調査項目は報告書に記載された項目とし、当該事項に係る実態を確認すること。
- (2) 報告書の内容を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
- (3) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。

3 実態調査の結果、報告書の内容と実態に相違がある場合については、必要な改善指導を行うとともに、報告を求め、再度実態調査を行う。

(準市内業者の取扱い)

第5条 報告書及び実態調査等により、準市内業者としての要件が確認されるまでの間は、競争入札参加者を準市内業者としては取り扱わないこととする。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に準市内業者として取り扱っていた者については、令和9年5月31日までは第3条第1項に規定する要件を確認したものとみなす。

様式第1号（第3条関係）
支店等所在地等報告書

年 月 日

新見市長 様

本社（主たる営業所）の
住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名 (印)
支店等（従たる営業所）の
所在地
受任者の職・氏名 (印)
電話番号

次のとおり報告します。

支店等の状況	☐ 自社ビル ☐ テナントビル	
	☐ 併用住宅 ☐ その他 ()	
	賃借の場合 貸主	住所 ()
		氏名 ()
		電話 (— —)
	※貸主が代表者の場合に署名又は記名、押印してください。 営業所用建物は、私が ☐ 賃貸しています。 ☐ 無償で使用させています。 氏名 ((印))	
商号の表示	☐ あり（設置場所 ()) ☐ なし	
電話設備	☐ あり（ ☐ 普通電話 ☐ 転送電話 ☐ その他 ()) ☐ なし	
備品等	机 (台) いす (脚)	
	複写機 (台) FAX (台) パソコン (台)	

- (注意事項)
- 1 代表者から権限を委任されている受任者の所属する支店等の内容を報告してください。
 - 2 該当する□をチェックしてください。
 - 3 支店等が自社ビル等の場合は、登記事項証明書又は固定資産評価証明書等を、賃借している場合は、賃貸借契約書の写し等借りていることが分かる書類を提出してください。
 - 4 備品等が多数ある場合は「多」と記入してください。
 - 5 この報告書に基づいて支店の実態調査を実施する場合がありますので、その際は御協力いただきますようお願いいたします。

- (添付書類)
- 1 支店等の付近見取図
 - 2 支店等の外観の写真
 - 3 支店等内部の写真

1 支店等の付近見取図（北方向を記入してください。駅、バス停、学校等目標になるものを記入し、できるだけ詳細に記入してください。住宅地図等の写しの貼り付け可。別紙可）

2 支店等の外観の写真（看板等会社名の確認できるもの。別紙可）

のり付け添付

*ビルに入居している場合は、入居しているビルの外観写真を貼り、その入居場所（階数等）を右の「説明欄」に記入してください。

説明欄

3 支店等内部の写真（別紙可）

のり付け添付

*内部写真で説明が必要なことがあれば、右の「説明欄」に記入してください。

説明欄

支店等の職員一覧表

支店等に常勤する職員について、下記のとおり報告します。

年 月 日

新見市長 様

（申請者） 所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

㊞

記

1. 職種別職員数

事務系職員	人
技術系職員	人
その他	人
合 計 (内新見市民)	人 (人)

2. 職員氏名

(その1)

氏 名	職 種	役職	生年月日	雇用期間	有する資格等及びその他の特記事項
					住所

- ※ 職種の欄には、（事務）（技術）又は（その他）のいずれかを記入すること。
- ※ 役職の欄には、「支店長」「営業所長」「営業部長」というように記入すること。
特に役職の設定のない方については、未記入にすること。
- ※ 社会保険料納入証明書（写）、住民票（写）、自動車運転免許証（写）等により確認できる書類を添付すること。

(その2)

[illegible]

営業所専任技術者報告書

年 月 日

新見市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名



建設業許可申請にかかる営業所専任技術者について、下記のとおり { 申請している } ことを報告します。
{ 変 更 し た }

営業所の名称	氏 名	建設工事の種類	国家資格等	生 年 月 日
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .
				T・S・H . . .

〔許可業種の略称〕土木工事業→土，建築工事業→建，大工工事業→大，左官工事業→左，とび・土工工事業→と
石工事業→石，屋根工事業→屋，電気工事業→電，管工事業→管，タイル・れんが・ブロック工事業→タ
鋼構造物工事業→鋼，鉄筋工事業→筋，ほ装工事業→ほ，しゅんせつ工事業→しゅ，板金工事業→板
ガラス工事業→ガ，塗装工事業→塗，防水工事業→防，内装仕上工事業→内，機械器具設置工事業→機
熱絶縁工事業→絶，電気通信工事業→通，造園工事業→園，さく井工事業→井，建具工事業→具
水道施設工事業→水，消防施設工事業→消，清掃施設工事業→清 解体→解
〔国家資格等の欄〕一級土木施工管理技士，建設業法第7条2号イ，一級建築士などを記入すること。

※許可更新時、変更が生じた場合は、速やかに報告すること。

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

支店等所在地調査に関する誓約書

新見市長 様

本社（主たる営業所）の

住所又は所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者の職・氏名 _____ (印)

支店等の

所在地 _____

受任者の職・氏名 _____ (印)

電話番号 _____

支店等所在地等報告書に記載した内容及び添付資料のすべてについて、事実と相違ないこと及び、この報告書をもとに実施される支店等実態調査（資料提出及び写真撮影等を含む。）について全面的に協力することを誓約します。

また、支店等実態調査において不備が判明したときには、貴市の改善指導に従い、改善後すぐに報告書を提出することを誓約します。

なお、この誓約にもかかわらず、支店等実態調査の協力要請及び改善指導に従わないときは、貴市のいかなる処置についてもこれに従い、一切の異議の申立てを行いません。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 3 条関係)

様式第 4 号 (第 3 条関係)